

総合評価一般競争入札への参加資格がなかった入札参加希望者一覧

件名 大師地区複合施設整備等事業

事業場所 川崎市川崎区東門前2-1-1

入札参加希望者名	理由
株式会社 興建	入札参加者に必要な資格に関する事項(2)ア(ウ)に該当したため
KYTTグループ	入札参加者に必要な資格に関する事項(2)イ(カ) c の要件を満たさないため

入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加希望者の構成等

ア 本事業の入札参加希望者は、本施設の施設整備事業管理業務を行う者、設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、解体撤去業務を行う者及び施設保守管理業務を行う者等により構成されるグループとする。なお、施設整備事業管理業務を行う者は一者に限るが、施設整備事業管理業務を除く業務については、複数の者が業務を行うことを妨げない。また、同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げないが、同一の者又はその者の子会社又は親会社が、建設業務を行う者と工事監理業務を行う者を兼ねることはできない(「子会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいい、「親会社」とは、同法第2条第4号及び同規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。)

イ 入札参加希望者は、参加表明書提出時に、本施設の施設整備事業管理業務を行う者を「代表企業」と定め、必ず当該代表企業が応募手続を行うこと。

ウ 入札参加希望者は、本件入札の手続において落札者となった場合には、構成企業が本市との間で「大師地区複合施設等整備事業に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)を締結すること。

エ 入札参加希望者は、本件入札の手続において落札者となった場合には、基本協定に基づき、代表企業が本市との間で「大師地区複合施設整備等に関する事業契約」を締結すること。

オ 入札参加希望者は、本件入札の手続において落札者となった場合には、基本協定に基づき、施設保守管理業務を行う者(複数の構成企業が当該業務を担う場合は、統括する構成企業)が本市との間で「大師地区複合施設保守管理に関する業務委託契約」

を締結すること。

カ 本件入札における参加資格要件の有無を確認するための資料の提出期限日以降においては、構成企業の変更及び追加を認めないものとする。ただし、特段の事情があると本市が判断した場合は、代表企業及び施設保守管理業務を行う者（複数の構成企業が当該業務を担う場合は、統括する構成企業）以外の構成企業について変更を認める場合がある。なお、この場合においても、変更後の当該企業が本件入札参加資格確認基準日における参加資格要件を満たしていなければならないものとする。

キ 一のグループの構成員は、他のグループの構成員になることはできない。また、一のグループの構成員の子会社又は親会社は、他のグループの構成員として参加することはできない。

(2) 入札参加希望者の参加資格要件

ア 共通の要件

次のいずれかに該当する者は入札参加希望者になれない。

(ア) 法人でない者

(イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

(ロ) 参加表明書の受付締切日から入札時の提出書類（以下「提案書」という。）の提出締切日までの間において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による市の指名停止措置を受けている者

(ハ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者）を除く。）

(ニ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者）を除く。）

(ホ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者

(ヘ) 会社法第 511 条の規定により特別清算開始の申立てがなされている者

(ト) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けていないこと

(チ) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に基づき、次の a から g までのいずれかに該当する者

a 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団である者

b 自らの役員等が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- c 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者
 - d 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者
 - e 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - f 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - g 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者
- (ロ) 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である法人
- (ハ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
- a 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - c 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - d 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が a から c までのいずれかに該当するもの
- (ニ) 子会社又は親会社が(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する法人
- (ホ) 直近の3営業年度において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人
- (ヘ) 直近の3営業年度において、川崎市税を滞納している法人
- (コ) 市が本件入札に関して設置する「大師地区複合施設整備事業の事業者選定に関する附属機関」（以下「附属機関」という。）の委員が属する企業又はその企業の子会社若しくは親会社
- (ク) 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託している株式会社浜銀総合研究所及び株式会社浜銀総合研究所から本検討の業務の一部を委託している企業並びにこれらの企業の子会社又は親会社

イ 業務別の要件

施設整備事業管理業務を行う者、設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設

業務を行う者、解体撤去業務を行う者及び施設保守管理業務を行う者は、上記アの要件のほか、次の要件をそれぞれすべて満たすこと。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種（種目）に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を本件入札参加資格基準日までに行うこと。市の令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿への登録の要件については、参加資格確認基準日において申請中であり、次の更新時に登録された場合は認めるものとする。

(7) 施設整備事業管理業務を行う者

- a 市の令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- b 2階建て以上で延べ面積 2,000 m²以上の規模を有する施設について、次の①又は②の実績を有していること。
 - ① 施設の譲渡（B T方式の他、設計段階から事業に携わった工事の請負を含む）
 - ② 設計業務を行う者の要件又は建設業務を行う者の要件を満たした上で、公共施設の委託業務又は請負工事の受注実績を有する

(4) 設計業務を行う者

設計業務を行う者が複数の場合、そのうちの1者は以下の条件を全て満たすものとする。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第3条第1項に定める有資格者名簿（令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿）（以下「令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿」という。）において、業種「建築設計」に登録されていること。
- c 平成21（2009）年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、次の①かつ②の新築工事の実設計実績を有していること。ただし、①と②は同一物件であっても、それぞれ別の物件であっても構わない。
 - ① 2階建て以上で延べ面積 2,000 m²以上の規模を有する施設
 - ② 本事業で整備される機能等を提供する類似の公共施設（児童福祉施設、老人福祉施設、コミュニティセンター、図書館、スポーツ施設、庁舎、学校など）

(7) 監理業務を行う者

監理業務を行う者が複数の場合、そのうちの1者は以下の条件を全て満たすものとする。

- a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 川崎市契約規則第3条第1項に定める有資格者名簿（令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿）（以下「令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿」と

いう。)において、業種「建築設計」に登録されていること。

- c 平成 21 (2009) 年 4 月 1 日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完了した監理業務で、次の①かつ②の新築工事の実績を有していること。ただし、①と②は同一物件であっても、それぞれ別の物件であっても構わない。
 - ① 2階建て以上で延べ面積 2,000 m²以上の規模を有する施設
 - ② 本事業で整備される機能等を提供する類似の公共施設（児童福祉施設、老人福祉施設、コミュニティセンター、図書館、スポーツ施設、庁舎、学校など）

(I) 建設業務を行う者

建設業務を行う者が複数の場合、そのうちの 1 者は以下の条件を全て満たすものとする。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 市の令和 5・6 年度競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「建築」種目「一般建築」に登録されていること。また、経営事項審査の総合評定値が 920 点以上の者であること。
- c 平成 21 (2009) 年 4 月 1 日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完成した新築工事で、次の①かつ②の施設の施工実績（元請に限る。）を有していること。ただし、①と②は同一物件であっても、それぞれ別の物件であっても構わない。共同企業体の構成員として履行した実績も認めるが、その出資割合が総支出額の 5 分の 1 以上で、その内容が契約書の写しの提出等で証明できる場合に限る。
 - ① 2階建て以上で延べ面積 2,000 m²以上の規模を有する施設
 - ② 本事業で整備される機能等を提供する類似の公共施設（児童福祉施設、老人福祉施設、コミュニティセンター、図書館、スポーツ施設、庁舎、学校など）

(II) 解体撤去業務を行う者

解体撤去業務を行う者が複数の場合、そのうちの 1 者は以下の条件を全て満たすものとする。

- a 建設業法第 15 条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 市の令和 5・6 年度競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「解体」に登録されていること。
- c 平成 21 (2009) 年 4 月 1 日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完了した工事で、次の①の施設の解体実績（元請に限る。）を有していること。また、共同企業体の構成員として履行した実績も認めるが、その出資割合が総支出額の 5 分の 1 以上で、その内容が契約書の写しの提出等で証明できる場合に限る。

① 2階建て以上で延べ面積 1,000 m²以上の規模を有する施設

(カ) 施設保守管理業務を行う者

施設保守管理業務を行う者が複数の場合、そのうちの1者はa及びcの条件を満たすものとする。

a 市の令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「施設維持管理」に登録されていること。

b 施設保守管理業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。なお、施設保守管理業務を行う者が複数の場合は、そのうちの1者が必要な資格を満たせばよいものとする。

c 平成21(2009)年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に2階建て以上で延べ面積 1,000 m²以上の規模を有する施設に関する継続した3年以上の維持管理実績を有していること。